

鹿児島県条例制定請求に係る県議会の審議の結果について

令和5年10月4日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により条例制定の請求のあった九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例については、同月23日に招集した令和5年10月鹿児島県議会臨時会において審議された結果、同月26日に否決されたので、同条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により公表します。

令和5年11月6日

鹿児島県知事 塩田康一